

因あり。国に到る。此れを准けたり。

又、今年九月初二日、接貢船帰国するに因り貴司の咨を准く。前事の為にす。

欽みて惟うに、我が皇上、四海を奄有し、万方を統御す。道德は春に同じく光風を寰宇に徧くし、地天は咸泰んじ、声教を遐邦に訖ぼす。国祚は卜するに万年を以てし、紀載は百世に綿なる。永く天福を迓え、敬みて人時を授く。本司、欽みて簡命を承け、以来、侯甸を柔懐するを仰体し、式で恩綸を渙ぼし、之を降して更に金湯を永固たらしめんことを祈る。

欽天監の時憲書式を頒発して前來するを案准し、随いで照磨官に委して督造せしめ去後れり。茲に已に造竣すれば、合行に頒発し、欽遵すべし。所有の貴国、擬して合に文を備えて頒告すべし。此れが為に貴王府に備咨す。希わくは頒到せる大清乾隆七年分の正朔憲書を將て、欽遵して查明し臣民に頒布せんことを。庶わくは海国の山川、共に一王の正朔を凜み、子孫の千億、永く万載の鴻図に綿ならんことを。仍お咨覆施行するを賜りたし、等の因あり。国に到る。此れを准けたり。

遵行して随いで頒賜せる大清乾隆七年分の正朔憲書を將て臣民に頒布し、挙国三十六島、共に聖寿の無疆にして、子孫の千億、永く万載の鴻図に綿ならんことを祝る。今、前因を准けたるに、合に就ちに咨覆すべし。此れが為に由を備えて貴司に移咨す。煩為わくは査照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆七年（一七四二）十一月十三日

注\*本文書は「二四二五」「二五〇六」の咨覆である。

## 2-25-18

国王尚敬の、進貢のため都通事鄭国観等に付した符文

（乾隆七《一七四二》、十一、十三）

琉球国中山王尚（敬）、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国、世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次すること、欽遵して案に在り。査するに、乾隆七年は乃ち進貢の期に当たれば、特に耳目官毛文和・正議大夫蔡用弼・都通事鄭国観等を遣わし、表咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に二百員名を過ぎざるを率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼字第四十二号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第四十三号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禮を叩祝せんとす。

所抛の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に符文を給発し、以て通行に便ならしむべし。今、王府、礼字第四十一号の半印勘合符文を給し、都通事鄭国観等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の験実如遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得る母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開す、京に赴く

正使耳目官一員 毛文和 人伴一十二名

副使正議大夫一員 蔡用弼 人伴一十二名

都通事一員 鄭国観 人伴七名

在船都通事二員 <sup>①</sup>陳以棠 <sup>②</sup>陳以箴 人伴八名

在船使者四員 <sup>③</sup>向汝霖 <sup>④</sup>吉兆鳳 <sup>⑤</sup>毛廷器 <sup>⑥</sup>向含章 人伴一十二名

存留通事一員 鄭余慶 人伴六名

在船通事一員 鄭秉和 人伴四名

管船火長・直庫四名 <sup>⑧</sup>魏開業 <sup>⑨</sup>馬利航 <sup>⑩</sup>梁国琬 <sup>⑪</sup>垣克順

右の符文は都通事鄭国観等に付し、此れを准す

乾隆七年（一七四二）十一月十三日 給す

注（一）陳以棠 康熙三十五〜乾隆八年（一六九六〜一七四三）。久米村系陳氏四世（幸喜家）。幸喜通事親雲上。康熙六十一年に讀書習礼のため福建に赴く。雍正元年に管船夥長。乾隆七年の在船都通事として福建に赴き、翌年柔遠駅で病故した（『久米陳氏家譜集』一七七頁）。

（二）陳以箴 陳弘訓から改名。（二二一一四）「陳弘訓」を参照。

（三）向汝霖 乾隆七年の在船使者。

（四）吉兆鳳 校訂本は「言兆鳳」とあるが、「二五一九」（三六一〇九）では「吉兆鳳」とあり、訂正した。『宝案』では他に乾隆十九年の結状に紫巾官（卷三六）として名がみえる。

（五）向含章 乾隆七年の在船使者。『宝案』では、他に十三年の在船使者（卷二九）として名がみえる。

（六）一十二（二五一九）（二五二〇）の執照では「人伴八名」とあることから、ここは「一十六」の誤りか。

（七）鄭余慶 康熙四十三〜乾隆二十二年（一七〇四〜五七）。久米村系鄭氏七世（与座家）。与儀親雲上。雍正三年に讀書習礼のため福建に赴く。乾隆七年の進貢の存留通事として福建に渡るが、翌年の接貢の都通事林永隆が顛狂を発したため都通事を兼任した。また十五年の進貢の在船都通事、二十一年の進貢の都通事となるが、翌年福州到着後に病没した（『家譜（二）』六七二頁）。

（八）魏開業 高嶺里之子親雲上（『家譜（二）』一八〇頁、阮廷宝の譜）。乾隆七年の管船火長。『宝案』では、他に十八年の存留通事（卷三四）、二十三年の在船都通事（卷四二）として名がみえる。

（九）馬利航 乾隆七年の管船直庫。『宝案』では十一年（卷二八）・十三年（卷二九）・十七年（卷三三）の管船直庫として名がみえる。

（十）梁国琬 康熙五十五〜乾隆五十九年（一七二六〜九四）。久米村系梁氏五世（阿嘉家）。我喜屋親雲上。乾隆七年の進貢の管船火長（総官）。乾隆十一年に讀書習礼のため福建に赴き、唐棗を学ぶ。乾隆三十八年、乾隆四十六年の接貢船の在船都通事を務める（『家譜（二）』八三四頁）。

(11) 垣克順 乾隆七年の管船直庫。『宝案』では他に十一年の管船直庫(卷二八)として名がみえる。

## 2-25-19

国王尚敬の、進貢のため存留通事鄭余慶等に付した執照(頭号船)(乾隆七《一七四二》、十一、十三)

琉球国中山王尚(敬)、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国、世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次すること、欽遵して案に在り。茲に乾隆七年の貢期に当たれば、特に耳目官毛文和・正議大夫蔡用弼・都通事鄭国観等を遣わし、表沓を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に二百員名を過ぎざるを率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼字第四十二号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第四十三号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禮を叩祝せんとす。

所拠の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給発し、以て

通行に便ならしむべし。今、王府、礼字第四十二号の半印勘合執照を給し、存留通事鄭余慶等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す

正使耳目官一員 毛文和 人伴一十二名

副使正議大夫一員 蔡用弼 人伴一十二名

都通事一員 鄭国観 人伴七名

在船都通事一員 陳以棠 人伴四名

在船使者二員 向汝霖 人伴八名

存留通事一員 吉兆鳳 人伴六名

管船火長・直庫二名 魏開業 馬利航

右の執照は存留通事鄭余慶等に付し、此れを准ず

乾隆七年(一七四二)十一月十三日 給す

## 2-25-20

国王尚敬の、進貢のため在船通事鄭秉和等に付した執照(二号船)(乾隆七《一七四二》、十一、十三)

琉球国中山王尚(敬)、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国、世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二